

第四十回国会
衆議院
建設委員會議録
第五号

昭和三十七年二月十六日(金曜日)
午前十時五十七分開議

出席委員

委員長 二階堂 進君

理事加藤 高藏君 理事薩摩 雄次君

理事瀬戸山 三男君 理事田村 元君

理事石川 次夫君 理事中島 巖君

理事逢澤 寛君 理事榎部健太郎君

井原 岸高君 金丸 信君

木村 公平君 徳安 實藏君

松田 鐵藏君 山口 好一君

岡本 隆一君 佐野 憲治君

實川 清之君 日野 吉夫君

三宅 正一君 田中幾三郎君

出席政府委員

建設政務次官 木村 守江君

建設事務官 前田 光嘉君

(都市局長)

建設事務官 齋藤 常勝君

(住宅局長)

委員外の出席者

専門員 山口 乾治君

二月十五日

委員田中幾三郎君辞任につき、その補欠として片山哲君が議長の名で委員に選任された。

同月十六日

委員片山哲君辞任につき、その補欠として田中幾三郎君が議長の名で委員に選任された。

二月十四日

公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第九五号)

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第九五号)

住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四〇号)

阪神高速道路公団法案(内閣提出第五四号)

〇二階堂委員長 これより會議を開きます。

公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、審査に入ります。

まず本案の趣旨説明を聴取いたします。建設政務次官。

〔発言する者あり〕

〇二階堂委員長 ちょっと速記をやめて下さい。

〔速記中止〕

〇二階堂委員長 速記を始めて。

〇二階堂委員長 住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案及び阪神高速道路公団法案の両案を一括して議題とし、審査を進めます。

この際、住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案に対し、政府当局より補足説明を聴取することにいたしました。

〇齋藤(常)政府委員 住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案につきましては、逐条的に御説明申し上げます。

この法律案は、住宅金融公庫法におきましては、宅地造成等規制法による

勧告または命令を受けて宅地防災工事を行なう資金の貸付をすることを公庫の業務に加え、防災建築物に対する公庫の貸付金額の限度を広げ、災害復興住宅及び地すべり関連住宅の貸付金の償還期間を、構造により延長し、並びに雇用促進事業団から公庫が委託を受けた業務の一部を金融機関等に委託することができるといたしましたものであります。

また、北海道防衛住宅建設等促進法におきましては、北海道における災害復興住宅及び地すべり関連住宅の貸付金の償還期間を、構造により延長したものであります。

まず、住宅金融公庫法第十七条におきましては、第七項を新たに加えます。公庫の業務として、宅地防災工事の資金の貸付ができることを規定いたしました。

すなわち、公庫は、住宅部分を有する家屋の用に供する土地について、宅地造成等規制法第十五条第二項、第十六条第一項もしくは第二項の規定による宅地造成工事規制区域内の危険宅地の排水施設の設置または改造その他の災害防止のための工事を行なうべき勧告または命令が発せられたものにあっては、その勧告または命令のあった日から、それぞれ二年または一年以内

に、当該工事を行なうとする者に、必要な資金を貸し付けることができることとしたものであります。

また、これに伴い、第十七条及び第十八条中、関係条項を整理いたしました。

同法第二十条第四項の改正は、ただいま御説明いたしました宅地防災工事に対する貸付金の限度額を、政令をもって定めることとしたものであります。

第二十条第五項の改正は、防災建築物区内において相当の住宅部分を有する防災建築物の非住宅部分に対する貸付金の限度を、その住宅部分の床面積に政令で定める率を乗じて得た面積とひとしい床面積までの建設費について算定することとしたものであります。

同法第二十一条第三項及び第四項の改正は、災害復興住宅及び地すべり関連住宅の貸付金の利率及び償還期間を規定いたしました。昨六月以降、これら貸付金の金額の限度を引き上げるとともに、不燃化を促進する趣旨で、耐火または簡易耐火のものにつきましましては、木造その他より高い限度額を定め、またこれに伴いまして、これらの貸付金の償還期間をそれぞれ次の通り延長したものであります。

まず、第三項におきまして、災害復興住宅の貸付金の償還期間を、従来は、一律十八年以内でありましたのを、耐火構造のものにありましては、三十五年以内、簡易耐火構造のものについては、二十五年以内、木造その他のものについては従来通り十八年以内としたものであります。

また、第四項におきまして、地すべり関連住宅のうち、耐火構造及び簡易耐火構造のものについては、右と同じく、それぞれ三十五年、二十五年以内と延長いたしましたものであります。

同法第二十一条の改正は、第十七条第七項に規定する宅地防災工事にかかる貸付金の利率を年六分五厘、その償還期間を十五年以内と定めたものであります。

同法第二十一条の二の改正は、条文整理でございます。

同法第二十一条の三の改正は、宅地防災工事貸付金について、当該工事にかかる土地を他人に譲渡した場合、公庫は一時償還を請求し得ることとしたものであります。

同法第二十三条の改正は、まず第一項におきまして、公庫が地方公共団体に対し、貸付金にかかる宅地防災工事の審査並びに貸付金の回収に関連して公庫が取得した宅地防災工事の土地にかかると宅地防災工事の施工を委託することができるといたしました。次に第七項に新たに、雇用促進事業団から公庫が受託した雇用促進のための労働者住宅建設資金貸付の業務の一部を、金融機関または地方公共団体に委託することができることとしたものであります。また、この場合においては、同条第二項から第六項までの規定を準用することとしたものであります。

同法第二十四条の改正は、公庫の業務方法書に記載する項目に受託業務に関する準則、宅地防災工事にかかる工作物の維持補修の義務及びその大修繕を行なう場合の公庫の承認を受ける条件等を加えることとしたものであります。

同法第三十三條の改正は、主務大臣が報告を求め、または検査をすることができ受託者中に、第二十三條第七項の雇用促進事業団の受託業務にかかるとるものに加えることとしたものであります。

同法第三十四條の改正は、宅地防災工事融資に關連した条文整理であります。

同法第三十五條、第三十五條の二及び第三十六條は、条文整理であります。

同法第四十七條及び第四十八條の改正は、第二十三條第七項の業務委託に關する罰則規定の整備をいたしたものであります。

次に、北海道防衛住宅建設等促進法第八條の二におきまして、北海道における災害復興住宅及び地すべり関連住宅の貸付金の償還期間を、従来の一律三十年以内としていたものを改め、耐火構造については、三十五年以内に延長し、簡易耐火構造については、従来通り三十年以内としたし関連条文を整理したものであります。

次に付則について御説明申し上げます。

付則第一項は、この改正法の施行期日を昭和三十七年四月一日としたものであります。

付則第二項は、改正後の住宅金融公庫法第二十一條第三項及び第四項並びに北海道防衛住宅建設促進法第八條の二第二項の災害復興住宅及び地すべり関連住宅貸付金の償還期間の規定は、昭和三十六年六月一日以後に公庫が申し込みを受理したものから適用し、同日前に受理したものは、なお従前の例

によることとしたものであります。

付則第三項及び第四項は、産業労働者住宅資金融通法及び地方税法中関係条文の整理をいたしたものであります。

以上、この法律案について逐条的な御説明をいたしました。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決下さるようお願いいたします。

○二階堂委員長 岡本隆一君より発言を求められております。これを許します。岡本隆一君。

○岡本(隆)委員 住宅金融公庫法の改正案と直接関係はございませんで、けれども、住宅問題について資料をお願いしたいと思ひます。

けさの新聞によると、老朽アパートが焼けて七人の人が焼死したという事があります。これと同様のことが数日前の新聞にも報道されております。最近火災はひんぱんに起こる。火災とともにも、その火災でもアパートの火災が非常に多く、そのために焼死する人が相当多数に出るようになって参りました。さういふ新聞の報道を見ますと、このアパートは三階建てで、ふんふん多くの人が住んでおりました。それから焼死した家族の状況を見ますと、七人が四畳半に住んでおりました。こういう生活環境。それからアパートの中の通路は一メートルない。一メートルないところ

にけた箱だ、炭俵だ、さんざんいろいろなもの置いてあるために通路をふさがれておる。だから逃げ出すことが非常に困難であつたというふうな状況が報道されておるのであります。従いまして、そういう住環境というものを見ますときに、名はアパートであるけれども、

けれども、実質的にはこれは非住宅であつたというふうに理解せざるを得ないのであります。住宅問題はなお解決にはほど遠いのでございすが、こういう犠牲者が出るという事は、まことに悲惨なことと言わなければなりません。私にはこの機会に、最近焼けたところのアパートの間取りがどういふふうなものであつたかということ、一つ調査していただいて、それを委員会に資料として出していただきたい。

それからもう一つは、こういうふうな住環境というものがあつたらん過密住宅といふことにはなつておるでございさしうが、しかしながら一応住宅不足数の中にこういうところに住んでおる人が入つておるのか入つておらないのか。さらにまた市町村で第二種住宅を建てた場合に、まずこういう非常に危険な状態の中に住んでおる人を移さなければいけないと思ひます。抽せんでもって一般から募集する、それも大事だと思ひますが、同時にこのやうな、もう火災にあへば何となくやうな惨禍にあつたかからないやうな環境に置かれた人々を、早急に安全なところに移してやるということも考えていかなければなりません。一体全国の市町村でさういふやうなことが考へられておるのかおらないのか。あるいはまたさういふことが行なわれるとするならば、どういふ形での程度のことか事業として進んでおるのか、さういふ点のことを調査していただきまして、それを委員会に資料として出してもらいたい、こういうふうに思ひます。

○齋藤(常)政府委員 資料として提出いたします。

○二階堂委員長 公共工事の前払金保証事業に關する法律の一部を改正する法律案を議題とし、審査に入ります。

公共工事の前払金保証事業に關する法律の一部を改正する法律案 公共工事の前払金保証事業に關する法律の一部を改正する法律案

公共工事の前払金保証事業に關する法律(昭和二十七年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「工事(これらの工事の用に供することを目的とする機械類の製造を含む。)」を「工事(土木建築に關する工事の設計、土木建築に關する工事の調査及び土木建築に關する機械類の製造を含む。)」を目的とする機械類の製造を含む。以下本項中同じ。又は測量(土地の測量、地図の調製及び測量用写真の撮影であつて政令で定めるもの以外のものである。以下同じ。)」に、「工事であつて、建設大臣の指定するもの(これらの工事の用に供することを目的とする機械類の製造を含む。)」を「工事又は測量であつて、建設大臣の指定するもの」に改め、同条第二項中「その工事」を「その公共工事」に、「当該工事」を「当該公共工事」に改める。

第十二条第二項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第十三条第二項中「当該工事」を「当該公共工事」に改める。

第十三條の二第一項中「その工事」を「その公共工事」に改める。

第十七條を次のように改める。

第十七條 削除

第十九條第一号中「当該工事」を「当該公共工事」に改める。

第二十五條第一項中「(建設コンサルタントを含む。以下本条中同じ。)」の下に「又は測量の請負を業とする者」を加へ、「又はその役員」を「若しくはその役員」に改め、「工事の請負を業とする者」の下に「若しくは測量の請負を業とする者」を加へ、同条第四項中「工事の請負を業とする者」の下に「又は測量の請負を業とする者」を加へる。

第二十七條中「当該工事」を「当該公共工事」に改める。

第三十一條第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第三十二條第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して六十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行の際現に積み立てられてゐる保証基金については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

前払金保証事業の対象となる公共工事に同等の発注する測量等を加へるとともに、保証基金制度を廃止す

る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○二階堂委員長 ます本案の趣旨説明を聴取いたします。建設政務次官木村守江君

○木村(守)政府委員 たいい議題となりました公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案理由及びその要旨を御説明申し上げます。

公共工事の前払金保証事業に関する法律は、昭和二十七年制定以来、公共工事の適正な施工と前払金保証事業の健全な発達に寄与して参つたのであります。その適正かつ円滑な実施を確保することの緊要性がますます増大しつつあります。

事業会社の自己資本の充実と経営基盤の安定にかんがみ、保証事業会社が前払金の保証をすることのできる公共工事の範囲を拡大して、新たに国、地方公共団体等の発注する測量並びに土木建築に関する工事の設計及び工事に関する調査を加えるとともに、保証事業会社の保証債務の弁済能力を充実するために設けられていた保証基金制度を廃止することにいたしました。

以上がこの法律案を提出した理由であります。その要旨について御説明申し上げます。

まず、公共工事の範囲の拡大についてであります。現行の公共工事の前払金保証事業に関する法律におきましては、保証事業会社が前払金の保証をすることのできる範囲は、国、日本国有鉄道、日本専売公社、日本電信電話公社または地方公共団体その他の公共

団体の発注する土木建築に関する工事、資源の開発等について重要な土木建築に関する工事であつて建設大臣の指定するもの及びこれらの工事の用に供することを目的とする機械類の製造となっております。

ところで近時の建設事業の増大に伴ひまして、建設工事の施工の前段階をなします調査及び設計並びに測量等がますます重要性を帯びて参りましたので、これに対応しまして、国、地方公共団体等がこれらの業務を請負に出した場合、これらの業務を公共工事の範囲に加えて、その前払金が保証事業会社の保証の対象となり得る道を開き、もつてこれらの業務を行なう者の金融の円滑化をはかり、公共工事の適正な施工に寄与することとしたのであります。

次に、保証基金制度の廃止について申し上げます。従来、保証事業会社は、その設立の当初から、保証債務の弁済能力を充実するため法律に基づいて保証基金を設けなければならず、また、この保証基金に充当するため、保証契約の相手方である請負者から保証契約に基づいて保証料と同時に保証料の二分の一の額に相当する金額を徴収できる措置が講ぜられておりました。

しかしながら、幸いに保証事業会社の業績も設立以来順調に伸び、特に最近におきましては、公共工事の増大に伴ひ、業績も著しく向上し、経営の基礎は確立し、自己資金も充実してきていたもので、保証基金を今後引き続いて設定しておく必要がなくなりました。従つて、今後は保証基金制度を廃止して保証契約の相手方である請負者の負担の軽減をはかることとしたのであります。なお、保証基金の廃止に伴

い、必要な経過措置としまして、本法施行の際現に積み立てられていた保証基金につきましてはなお従前の例により、保証契約締結の際の保証約款に定められていた保証基金の払い戻しの方法によつて払い戻すこととしたのであります。

このほか、以上の措置に関連いたしまして、所要の改正を行なつております。

以上が公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案の提出理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

○二階堂委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。本案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

○二階堂委員長 引き続きまして、住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑に入ります。石川次夫君。

○石川委員 先般提案になりました住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案につきまして、若干御質問したいと思つてございまして、この法案は、すでに説明を受けましたように、宅地防災工事の資金の貸付を行なうということになつておりますけれども、これは限度額は政令で定めるといふことになつておるわけでありまして、この政令で定める限度額といふものはどういふふうに予定されておりますか、一応御説明願ひます。

○齋藤(常)政府委員 宅地防災工事に対する貸付をいたします場合の限度につきましては、政令で現在予定しておりますのは、限度額をおおむね四十万程度にいたしたいというように考えております。

○石川委員 予算額としては総額幾らになりますか。

○齋藤(常)政府委員 工事額全体の七五〇程度を融資することを考えております。

○石川委員 それでは、防災宅地工事にとどの程度予算化しているかを伺つておるのです。

○齋藤(常)政府委員 この貸付金に對します予算といたしましては、三十七年度におきまして総額一億円を予定してございまして、これを公庫の予算に計上する次第であります。

○石川委員 一億円程度では大したことはならぬと思つておりますが、それでは次に雇用促進事業団から委託を受けて、それをさらに金融機関あるいは地方公共団体の方に委託をする、その委託を予定される業務といふのはどういふことになつておるか。それから、さらに金融機関あるいは地方公共団体に委託をするといふことになつておるやうであります。私の方も成銀関係で相当このういふ仕事が出てくるというところが予想されるものですから、この内容について一ついまいち詳しく御説明を願ひたいと思つております。

○齋藤(常)政府委員 工事がどのように行なわれるか、どの程度の必要性があるかといふような点につきましては、公共団体に委託して審査してもらふことが、公庫の貸付の業務上最も確実な心証を得られますので、そういう点を委託するわけでございます。

○石川委員 それから、ついでにちよつとはつきりしておきたいと思ひますが、中高層の耐火建築物といふのは、現在予算に対してどのくらいの申し込みがあつて、どのくらい消化されておるかといふことを伺いたしたいと思います。きょうわからなければ、資料として提出していただいてもけっこうでございます。

○齋藤(常)政府委員 中高層の融資に對します申し込みの実績といふようなものを考えてみますと、これは三十六年度におきましては、計画の戸数が九千戸でございましたが、これに對しまして、三十六年度は、申し込みは約二千七千戸の申し込みがございました。

○石川委員 そうすると足りないといふことになつておりますが、私勉強不足で恐縮でございますけれども、この予算は一体何戸になつておるか、それと金額はどういふふうになつておりますか、ちよつと教えてもらひたいと思ひます。

十六億六千九百万円ということになっております。

○中島(農)委員 今に關連してお尋ねしますが、前は市街地においての中高層は、住宅の部分と店舗の部分とで、この比率ではなかったかと思ふのですが、これは住宅金融公庫だけでなしに、都市局の關係にも大きな影響があるわけですね。つまり、市街地改造法なんか出されて、市街地の整備というよりなことに大きな重点を置いておられるのですが、この都市局關係と住宅局關係、そういうような關係について打ち合わせなどしておられるかどうか。打ち合わせなどしておられるとしたら、どういふような方向の打ち合わせをされたかという点も、それから、それから、たしか今度の改正案に出たと思ふのですが、店舗部分と住宅部分との比率をどういふふうにしたか、その点について具体的にわかりやすく一つ御説明願ひたいと思ひます。

○齋藤(常)政府委員 御質問の第一点の、都市局と十分に調整をしていくかどうかという点につきましては、中高層の貸付の制度を運用していく上におきまして、都市局とも十分に連絡をしながら進めておるのでございます。

第二点の、中高層の内容がどうなっておるかという御質問でございますが、従来は、たゞいまお話のように、法律上店舗部分と住宅部分とは一対一ということになっております。今回改正いたしました参りたいという点は、防災街区内の建築物につきましては、御承知のように、店舗部分が實際建築する場合に大体住宅部分の倍程度なければ、なかなか防災街区事業が進捗しないという点がございまして、そういう点

を考へまして、今度は政令で定める率まで店舗部分を上げてよろしいというところでございまして、具体的に申し上げますと、現在考へております点は、住宅部分二でありまして、店舗部分が三程度までは融資の対象にいたそう。と申しますことは、住宅部分の一・五倍程度まで店舗部分として融資の対象にしていきたいことによりまして、防災建築の十全が期せられる、それから、建築しようとする方々の希望に沿うことができる、あわせて市街地の防災化が達せられる、こういうような観点から、その非住宅部分の比率を上げようということがこの改正の趣旨でございます。

○中島(農)委員 そこで、さらに突っ込んでその点をお尋ねしたいと思ふのですが、結局、たゞいま局長の説明がありましたが、防災街区は、おそらく各都市においても一番の中心地になっておる場所だと思ふんです。そこで、そういうような繁華街においては、東京だと大阪だとかいう中心地は知らぬけれども、地方の都市では、住宅部分はある一定の家賃しか上がらぬわけですね。しかし、そこを店舗にすれば、非常な高率な家賃が上がるわけなんです。従つて、名前が住宅金融公庫であるから、住宅という觀念に縛られると、どうしてもある程度の住宅をこしらへなければならぬわけであるけれども、防災という見地から、そういうような難燃たる繁華街を、高層建築物、耐火建築物に改造するということは、非常な意義のある話で、そのかね合いが非常にむずかしいと思ふのであるけれども、やはり政府の資金がある程度貸して、そしてごみごみした昔ながら

の繁華街を防火建築帯にするということとは、非常に必要だと思ふわけですね。従つて、住宅金融公庫の中にそういうような制度を設けて、住宅がなくてもある程度の融資をして、繁華街の都市改造をする、そういうような方向にもはや踏み切るべきところの段階ではないか、こういうふうにお考へるのですが、この点については住宅局長と都市局長の御意見を伺ひたいと思ふのです。また、そういうようなことを考へたことがあるか、あるいは大蔵省とそういう折衝をしたことがあるか、それらの点についても伺ひたいと思ふわけですね。

○齋藤(常)政府委員 たゞいまのお話の点はまことにごもっともでございます。私どもも考へておりましたのは、特別の地区につきましては、住宅部分のない建物でありまして、市街地の高層化あるいは防災化というふうな観点からいたしまして、これに対する融資の道を開くべきではなからうかということ、かねがね考へておりました、現実三十七年度の予算要求におきまして、これを要求したわけでございます。そういうことで、そろそろ踏み切るべき段階であらうということ、折衝いたしましたけれども、なかなか意見がそこまで折り合いません、とりあえずのところは、まずそこまでいかぬでも、まだまだ住宅部分がある程度あつてもいいではないかというふうな意見もいろいろございまして、まだそこまで機が熟さなかつたわけでございます。せめて防災街区内の防災建築物につきましては、住宅部分を少なくして、都市の防災化、高層化ということに道を開いていくというところで、

このような措置をとつたわけでございます。御趣旨のような将来の方向というもののについては、私どもも従来考へておるのでございます。その場合におきまして、住宅金融公庫がそういう仕事をやっていかどうかという問題につきましては、これは政府部内にまだいろいろ意見がございまして、統一された意見にはなつておりません。そういうような次第でございます。

○前田(光)政府委員 都市の改造に關連いたしました、現在の木造建築物を改造し、同時にその付近の街路を広げていく、あるいは公園を作るといふことは、好ましい望むべき方向でございます。先般の国会で成立いたしました市街地改造法も、その方向に基づくところのものでございます。現在その市街地改造法によりまして、街路に相当する部分についての資金は街路關係の道路費から出す。その資金によりまして、その地区一帯を改造いたします。街路を広げ、同時に、建物を作るわけでございますけれども、建物を作る資金につきましては、目下のところは特別の措置はございせんが、たゞいま住宅局長から話がございましたように、都市の一定の地区を改造し、都市の防災化あるいは高層化をはかるためには、国家資金をある程度投ずることが必要だと考へております。われわれは資金の融通という方向でこれを助成する、あるいは一部公共的的事业に充てて、補助という形でいくべきだという点につきましては、関係当局とも折衝を重ねてきておりましたが、まだ具体的には結論を得ておりません。しかしながら、単に民間資金だけにたよ

りますことは、膨大な資金を要する建築物につきましては不十分と考へますので、今後あるいは公的機関による資金の融通、場合によっては助成という措置を考へたいと考へております。

○中島(農)委員 これはだんだん都市局の方へ質問が發展していくわけなんです、東京は三軒茶屋、大阪は大阪駅前なんかの改造に乗り出したわけなんです。この資金も微々たるもので、これぐらいな改造をしても、私数字忘れましてけれども、三軒茶屋なんか、たしか三、四千人程度のものだと思つたのですが、毎年三十万から膨張する東京都で、三千や四千の一區画を改造したくらいでは、とうてい追いつくものじゃないという議論を僕はこの前したことがあつたのですが、そのわずかの三軒茶屋ですら、なかなか難航して都市改造ができない、こういうような状況にあるわけなんです。従つて、東京の改造というものに對して、こんな微温的な計画でもって改造ができるつもりで建設省はおるんだらうかどうかという点ですね、これを都市局の方になるか、計画局の方になるか、あるいはそれよりさらに政務次官にお尋ねして、そしてその他の各局の方々に何いたしました方がいいかと思ふのですが、こんなわずかに三千人程度のものの改造の予算をもつて、年間三十万もふえていく東京都の改造が、市街地改造法なんかによつて行なえるかどうかということとです。建設省もある程度この逼迫した情勢に對処して、大所高所の見地に立つた立案をすべき段階にきておるんじゃないかと思ふのですが、建設省としてどんなふうなお考へを持っておら

りますことは、膨大な資金を要する建築物につきましては不十分と考へますので、今後あるいは公的機関による資金の融通、場合によっては助成という措置を考へたいと考へております。

委員並に三年委員の御質問もつともでございまして、政府といふしましてもまだ終始傍観しておるような状態ではありませんので、御承知のようによに首都整備委員会の方針に従ひまして、衛星都市の建設とか、あるいは工場の地方分散とか、また工場の内侵入を防止するとか、あるいは新産業都市の建設によりまして過大都市の建設を防止するような、いろいろな方法はとっておりますが、現在のところ御趣旨のように目的のような状態にけり立ち至っていないというのが実際の状態であります。かようなところから政府におきましてもいろいろ検討いたし

ておりますことは御承知の通りでありますので、御趣旨に従いまして、なるべく早い機会に、政府で持つておるような案、参考資料を皆様方に提出いたしまして、いろいろ御検討をお願いいたしたいと考えております。

○石川委員 今のことは、すでに三宅さん、中島理事から話がありましたから繰り返しません。

実は私も今度海外へちよつと行つて参りました、東京みだいにひどい交通ラッシュというものは無いと思つておりました。これは政府としてもおそまきながら真剣に対処しようという体制は作りかけてはおるようでありまして、よつぽど抜本的な対策を考えないとうりにもならぬ。交通ラッシュというところにもあります、一つは音の暴力、一つはあまり人に言われませんが、色の洪水というものはあるわけですね。ネオンなんか非常にはなばなくアメリカ並みにできておるようでありまして、この点は世界一とかいって誇つていいのかどうかという点について、私は非常に疑問に感じております。フランスのシャンゼリゼーの通りではありませんが、とにかくあのようによたらに過当競争の現われのネオン・サインなんかの目の暴力というものは、あるいは音の暴力、あるいは交通ラッシュ、こういったものがあつて参りますと、東京都の連中というものは多少の刺激ではどうにもならぬという状態になって参ります。従つて、そういう非常にヒステリカルな環境の中から日本の流行のトップというものが生まれてくるということになりますと、日本に対する影響、大げさなれば、今後の民族の将来に対する影

響というものは非常に大きいものがあるのではないかと、いろいろなことからあわせ考へて、ちよつとやそつとの対策では東京都はどうにもならぬ。これはやはり抜本的な、東京都の持つ機能を一つ一つ分析してそつくり移してしまふ。一つの機能を二つに分断しますと、両方の交流があつてかえつて交通が輻輳するといふことがありますが、今部分的に考へておるような研究は、私はどうにもならないと思つて。この前も、都市改造の問題に関連をいたしまして、そのことについての資料を要求してあるわけでございますので、ぜひ中島委員あるいは三宅委員から言われたような対策につきまして、交通対策といふものは、一特別委員会として理するといふことでなく、政府全体として、特に建設委員会としては重大なる関心を持つてこれに対処したい、こうわれわれとしても今真剣に考へておりますので、ぜひ資料の提出方につきましては特に御配慮をお願いしたいと思います。

それから、先ほどの続きでございますが、住宅金融公庫の關係で、この前の災害で六甲山麓で非常な住宅のけくれによる悲惨な状態といふものを、まああたりに私も見て参りました。宅地規制法をやらなければならぬといふことで宅地造成等規制法という法律ができましたが、私の見たあの六甲山だけの例によりまして、これは花崗岩層でありまして、非常に風化してしまつておりました、あれは全体が非常に危険ではないかといふようなことの意味を取り入れられて、あそこは大体八割程度はほとんど規制法の対象にす

るということになったと思つたのです。そこで宅地造成等規制法によつて指定をされた地域といふのは、全国で大体代表的なものの名前及び個所といふのはどの程度になっておるかといふ点を、一つお教え願ひたいと思つた。

○齋藤(常)政府委員 宅地造成等規制法は、この前の国会で御可決をいただきました、その後政令を準備いたしました、二月の初めに政令が施行されました。同時に法律が施行されたわけでございます。それで、その後私どもも管理課長等を招集いたしました、この内容を周知徹底させるとともに、どのような地域をどのような形で指定していくかといふことについても、今十分に指導しておるところでございます。また、かつ公共団体におきましても十分にこの趣旨にのつとめて、どの程度の地域をどのように指定するかといふことを目下調査中なのでございまして、現在のところどの程度の地域でどの程度の面積になるか、あるいはその内容がどうであらうかといふことは、まだ具体的に十分わかつておらない段階でございます。もう二、三カ月いたしますと、その点が十分に明確になってくるものと思ひますが、現段階におきましては具体的な資料を持ち合わせておりません。

○石川委員 先ほど伺いましたところが、昭和三十一年度の予算で一億数千万といふことになっております。六甲山だけ取り上げてみても、これは一億円なんかじゃとてもできる仕事じゃない、こういうふうに考へます。しかし、六甲山は単なる災害のあつた一つの事例としては目立ちますが、日本的

には大へんな数になるので、そうなりますと、この程度の予算で一体まかなえるというふうにお考へになつてくるか、その点を伺ひたいと思ひます。

○齋藤(常)政府委員 今回一億の予算を計上いたしまして、これで勧告または命令の出た場合の救済措置ができるというふうにわれわれが推定いたしましたのは、一億という予算の総額でございますけれども、平均いたしますと、大体一件二十万円程度の融資額にございまして、こういうことでございなるであらう、こういうことでございまして。これはある程度の擁壁等を前提にいたしまして積み上げておつた数字でございます。そういうしますと、一億でございまして、全園で五百件の件数を予定しておるわけでございます。地域の指定は相当広範囲に行なわれるといふことは予想されますけれども、その中で既存の宅地について改善命令なりまたは勧告などが行なわれるであらうといふものは、ある程度ははられて参りますし、その中で特に融資を必要とするといふものにつきますと、五百件程度あれば十分であるといふように考へた次第でございます。

○岡本(隆)委員 関連して一点お伺ひしたいと思ひます。こういう融資の道が開けて参りますと、宅地造成業者があらかじめこれを当てにして不十分な工事をしておる。それで長期の低利の融資を受けて完全きはないかといふことが感じられるのでございまして、これに対する予防の方策というものはお考へになつておられますか。

○齋藤(常)政府委員 お話の点まことにございまして。私も一つ一つお考へて、一番心配の点を防止していこう

というふうに考えておる次第でございます。

○岡本(隆)委員 この前にも私が委員会でも一人反対したのですが、そこが肝心なんです。それで、今のような場合でも貸付の対象は個人である。業者には貸さない、こういうことでございまして、しかしながら業者がでたらめに宅地造成をやる。もとより罰金も何も賞与です。また他人の名義を借りて幾らでも商売できるのですから。そうすると次から次へそういう形でもって十分な宅地造成をやっていく。そして早く売り払っちゃう。あとは個人が買受けておるのですから、買った後は速成で不完全な宅地造成をやつて個人に次々と売りつけていって、結局業者の跡始末をこの法律の改正でやつていく。こういう現象になりはしないかという点も考えられますが、そういう点はどうなのでしょう。

○齋藤(常)政府委員 その点につきましては、前回の国会でも御審議いただきました宅地造成等規制法の審議の際にも御説明を申し上げましたように、新たに宅地造成をいたします場合には許可が要するということは、御承知の通りであります。許可制になりましたので、その後造成工事が行なわれまして、最後に完了の検査がくる。その検査によりまして検査済み証というものを交付するということになっております。従いまして、その造成された宅地を買われる方の方から申しますと、検査済み証のないものにつきましては、買えば損をするということになるわけでございまして、この点を刑罰を課することによりまして、買い手の方において検査済み証を十分見なければ買わない

い、しかもそれが発行される場合は、十分な完了検査が行なわれておるといふようなことで予防手段を講じていきたい、こういう建前であります。

○岡本(隆)委員 手続上はその通りでけつこうだと思ひます。しかしながら、現実には東京都内でも建蔽率を超過して建てて売つたりしておる。あるいは無許可の建築をやつて建て売りをどんどんやつて、あとでもって買ひ受けた者が非常に迷惑を受けておるといふことは、すでに新聞なんかで報じられており、あなたも御承知の通りだと思ひます。だからそれと同じようなことで、より以上簡単な宅地の売買の場合は、そういうことが行なわれまして、また今のお説の通りではございしますが、しかしながら、一般買ひ受けをする者は、宅地を買ふというようなことは一生に一遍のことが多くわけございまして、そこまでのことを大衆は知らないと思ひます。だから、もしそういうことでありますならば、私は登記の場合にそういう検査済み証がなければ名義の変更はやらないとか、あるいは手続上どうしても検査を受けた後でなければ、建て売りの場合でも私はそういうことも考へていただきたいと思ひますが、金銭の授受をやる場合には、これは必ず登記と一緒にですから、登記をやる場合に、住宅については建築の許可がはつきりしたものがないと登記ができない、それからまた新たに造成した宅地については、やはりそういう規制法上の検査が済んでいなければ登記はできないというふうな、何か手続上そういう点不正が防止できるような方針なりを一つ考へていただきたい

いと思ひるのでございますが、どうでしょうか。

○齋藤(常)政府委員 登記の要件といひまして、このような検査済み証の写しがあるかどうかというふうな、あるいは検査済み証を提出させるとか、そういうふうなことにつきましては、これは相当検討を要しませんが何とも申し上げかねると思ひます。登記制度は別個のものでございまして、直ちに関連させるということとは、なかなか困難ではないかと私は思ひますけれども、これは検討を要することだと思ひます。ただ問題は、宅地造成等規制の区域というところは相当限定されておりますし、また当該市町村におきましては、明確にこれを告示することにもなつております。公共団体の側におきまして、住民一般にどこが指定区域になつてゐるのかということも十分周知徹底いたさせますとともに、今申し上げました検査済み証というものが発行されるのだということも、十分公共団体を通じまして啓蒙いたしまして、そうして買ひ手が不測の損害を生ずることのないように今後行政指導を十分にやつていきたい、こういうふうに考へておる次第でございまして。

○岡本(隆)委員 それはだめです。口ではおっしゃる通りです。それでいいんです。しかしながら現実問題として、それは私は空文にひとしいと思ひます。だからほんとうに実行し得るために、やはり名義変更をやるときに、そういう土地については検査の何かなければできない、そういう制度を設けなければ私は実害が防げないと思ひます。それは一つ真剣になつて研究していただきたいと思ひます。今すぐにそれを

立案してくれ、これは今すぐに私はお答えを得ようとは思ひません。しかしながら、一つ今国会中に研究していただきまして、こういうふうな道がある、建て得るといふような点について、研究の結果を委員会に御報告をお願いしたい。

○二階堂委員長 次会は来たる二十一日水曜日午前十時より理事会、同三十分より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。
午後零時二十分散会

昭和三十七年二月二十日印刷

昭和三十七年二月二十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局